

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 31日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住所 長崎県諫早市貝津町1769-1

氏名 有田工業株式会社

代表取締役社長 有田能子

電話番号 (0957) 25-1588



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有田工業株式会社
事業場の所在地	長崎県諫早市貝津町1769-1
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	溶融亜鉛めっき
② 事業の規模	資本金 5000万
② 従業員数	120名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	委託処理 鉄鉍原料として再利用

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	排 出 量	456 t	t
	(これまでに実施した取組) 濃度グラフを用いた濃度管理 実績報告による塩酸消費に対する意識改革		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	排 出 量	440 t	t
	(今後実施する予定の取組) 亜鉛剥ぎ、再めっき削減 廃塩酸の濃度管理による廃酸削減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

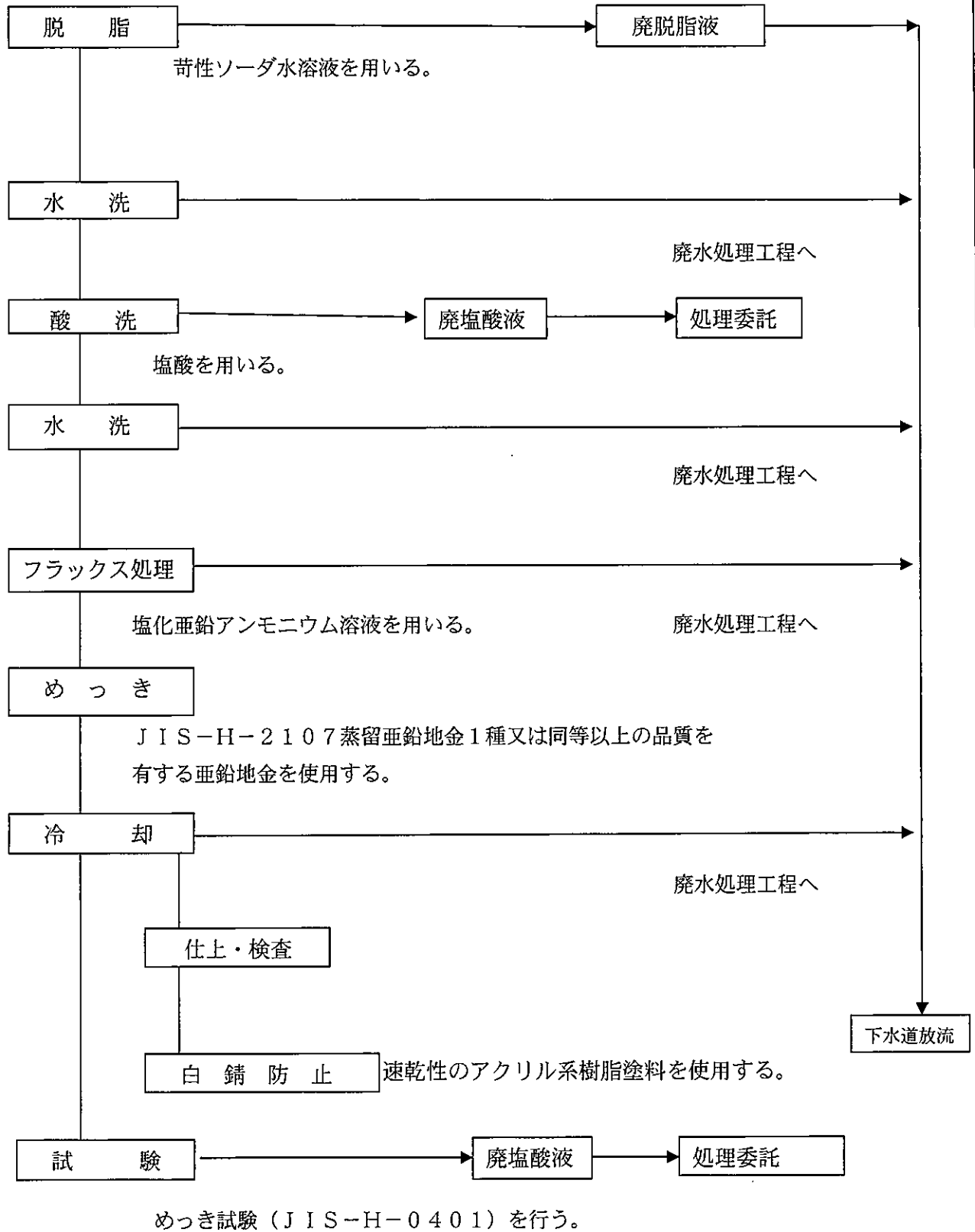
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸	
	全処理委託量	456 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	456 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 濃度グラフを用いた濃度管理 実績報告による塩酸消費に対する意識改革		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃塩酸
	全処理委託量	440 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	440 t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 亜鉛剥ぎ、再めっき削減 廃塩酸の濃度管理による廃酸削減		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	456 t
	(今後実施する予定の取組等) 現状電子マニフェストを利用している 新たな処理委託先を探す場合は電子マニフェストに対応した処理業者を選定する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

溶融亜鉛めっき工程廃棄物発生フロー



廃水処理工程

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月26日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県諫早市永昌東町24番1号

氏 名 独立行政法人地域医療機能推進機構

諫早総合病院 院長 長郷 国彦

電話番号 0957-22-1380

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院
事業場の所在地	長崎県諫早市永昌東町24番1号
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	323床
③従業員数	716人(令和5年6月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→焼却→管理型埋立

(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	113.877 t	0.5415 t
	(これまでに実施した取組) ・院内管理規程に基づき、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の徹底した分別を行う。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	115.0 t	0.6 t
	(今後実施する予定の取組) ・院内管理規程に基づき、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の徹底した分別を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	113.877 t	0.5415 t
	優良認定処理業者への処理委託量	113.877 t	0.5415 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	115.0 t	0.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	115.0 t	0.6 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	113.877 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・すでに導入済みです。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 21 日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県南島原市深江町丁2405

氏 名 医療法人栄和会

泉川病院 院長 泉川 卓也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0957-72-2017



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人栄和会 泉川病院 院長 泉川 卓也
事業場の所在地	長崎県南島原市深江町丁2405
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	120床 (一般病床：108床 地域包括ケア病床：12床)
③従業員数	410名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物の発生 (使用後注射器・感染症患者診察後の廃棄物にて排出) ↓ 感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬を委託 ↓ 焼却(減容)処分を委託※サーマルリサイクル施設 ↓ 管理型埋立にて埋立

(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和4年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排 出 量	109.41 t	t

(これまでに実施した取組)

- ・再度分別徹底することと、詰めすぎない程度に排出容器の削減に努める。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排 出 量	85.00 t	t

(今後実施する予定の取組)

- ・再度分別徹底することと、詰めすぎない程度に排出容器の削減に努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
上記“抑制に関する事項①現状”の通り。また、廃棄物を排出するだけでなく、焼却にて発電できる施設を選定している。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
上記“抑制に関する事項①計画”の通り。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 ※該当なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 *収集運搬業者と処分業者は別業者の為、下記2つ記載致します。		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	109.41 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	109.41 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	109.41 t	t
	(これまでに実施した取組) ・収集運搬業者については、優良認定を取得している業者を選定 →(株) 縣北衛生社 【許可番号：長崎県 04260005214 優良】 ・処分業者については、発電が行えるサーマルリサイクル施設を選定 →環境リサイクルエネルギー(株) 【許可番号：佐世保市 08071167577】 ※許可証を別紙②へ添付		

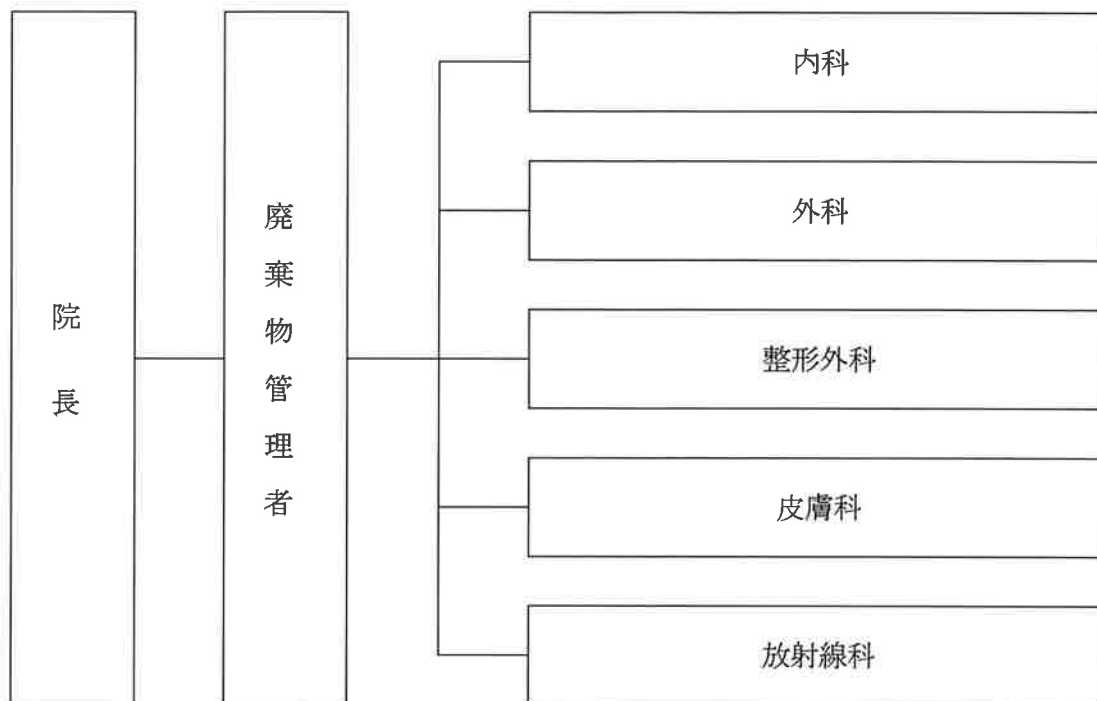
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	85.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	85.00 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	85.00 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員などへの分別に関する指導、教育の徹底 ・ 定期的な契約内容の確認・訂正等。 			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】 ※実績なし		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		35.52 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>R4年10月20日より実施開始</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の処理に係る管理体制



産業廃棄物収集運搬業者【(株) 縣北衛生社】

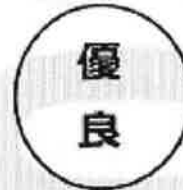
様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 04260005214

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県佐世保市千原町3番地47

氏名 株式会社縣北衛生社 代表取締役 外間 広一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾



許可の年月日

令和5年 1月22日

許可の有効年月日

令和12年 1月21日

1. 事業の範囲

感染性産業廃棄物

以上1種類（下記2のとおり積替え・保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管場所

所在地	長崎県島原市西町丙1397番1			
特別管理産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高	その他
感染性産業廃棄物	5.95㎡	13.09㎡	2.2m	屋内の専用設備内で保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年 7月15日 新規許可
- 平成10年 7月15日 更新許可
- 平成14年 5月24日 変更許可
- 平成15年 7月15日 更新許可
- 平成20年 7月15日 更新許可
- 平成25年 7月15日 更新許可
- 平成28年 1月22日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有

佐世保市 許可番号 08061005214

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物処分業者【環境リサイクルエネルギー(株)】



様式第十五号（第十条の十八関係）

許可番号 08071167577

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 長崎県佐世保市千原町3番地47
 名称 環境リサイクルエネルギー株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 外間広一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 朝長 則男



許可の年月日 令和4年8月31日
 許可の有効年月日 令和9年8月30日

1. 事業の範囲

中間処理（焼却）

- ①感染性産業廃棄物
 以上1種類
 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処理施設（焼却）

施設の種類	汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設（固定式）
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地3、646番地4
設置年月日	平成24年8月10日
処理能力	75.1t/日（24時間）、3.130kg/時間
許可年月日	平成19年9月12日
許可番号	佐世保市指令19廃リ第121号

中間処理施設（焼却）

施設の種類	汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設（固定式）
設置場所	長崎県佐世保市宮津町646番地6
設置年月日	令和4年8月22日
処理能力	3.89t/日（24時間）、162.1kg/時間
許可年月日	令和2年8月4日
許可番号	佐世保市指令2廃指第37号

（裏面に続く）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

長崎県知事 殿

提出者

住 所 長崎県平戸市田平町山内免612-4

氏 名 社会医療法人 青洲会 青洲会病院

院長 常光 信正

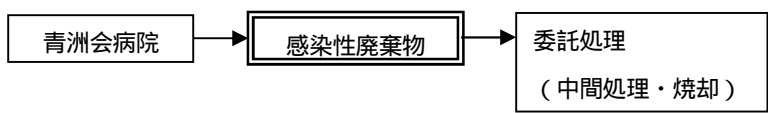
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0950-57-2096

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人 青洲会 青洲会病院
事業場の所在地	長崎県平戸市田平町山内免612-4
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

事業の種類	大分類：医療・福祉 中分類：医療業
事業の規模	病床数：183床
従業員数	223人(常勤)53人(非常勤)
特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<pre>graph TD; A[院長] --> B[総務課]; B --- C["(処理計画作成担当)"]</pre>		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
現状	【前年度(令和4年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排出量	62.4 t
	(これまでに実施した取組) 消毒などの感染対策の徹底。	
計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排出量	40 t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物のため、クラスター発生に伴い、量が多くなっている。 消毒の徹底など、感染対策を行い、廃棄物を減らすよう努力する。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに、当院で再生利用を実施したことはない。		
計画	【目標】感染性廃棄物		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引続き再生利用する予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに、当院で熱回収を実施したことはない。		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引続き熱回収する予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに、当院で埋立処分又は海洋投入処分を実施したことはない。		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	62.4 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	62.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 県外の優良産業廃棄物処理業者へ処理を委託している。		

計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	62.4 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	62.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き県外の優良産業廃棄物処理業者へ処理を委託する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	62.4 t	
(今後実施する予定の取組等) 現在、電子マニフェスト使用中。			
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 9 欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 21日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県諫早市津久葉町1883-43

氏 名 ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)

長崎テクノロジーセンター

長崎TEC長 馬場 孝巨

電話番号 0957-22-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ソニーセミコンダクタ マニュファクチャリング(株) 長崎テクノロジーセンター
事業場の所在地	長崎県諫早市津久葉町1883-43
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	半導体素子製造業
② 事業の規模	ウェーハ生産枚数：99万枚
③ 従業員数	5,000名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 参照

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙ー 2 参照			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙ー 3 参照	
	排 出 量	別紙ー 3 参照	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙ー 3 参照			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙ー 3 参照	
	排 出 量	別紙ー 3 参照	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙ー 3 参照			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特別管理産業廃棄物については、4種類(廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物)に分別している。 ・ 製造ラインから排出される廃液については、廃液の特性を活かした社内での有効利用を図る為に廃液系統の細分化を行っている。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 産業廃棄物として排出している物について、有価物化を図っていくために、市場のニーズにあった分別を調査し検討していく。 《有価売却可能な物質の単独回収》		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－3 参照	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙－3 参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙－3 参照		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－3 参照	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙－3 参照	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙－3 参照		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－3 参照	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙－3 参照	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙－3 参照	t
(これまでに実施した取組) 別紙－3 参照			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－3 参照	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙－3 参照	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙－3 参照	t
(今後実施する予定の取組) 別紙－3 参照			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－3 参照	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙－3 参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙－3 参照		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－3 参照	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙－3 参照	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙－3 参照		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－4 参照	
	全処理委託量	別紙－4 参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙－4 参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙－4 参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙－4 参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙－4 参照	t
	(これまでに実施した取組) 別紙－4 参照		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－4 参照	
	全処理委託量	別紙－4 参照	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙－4 参照	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙－4 参照	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙－4 参照	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙－4 参照	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙－4 参照			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		5,856.2 t
	(今後実施する予定の取組等)		
電子マニフェスト加入済み			
※事務処理欄			

(第6面)

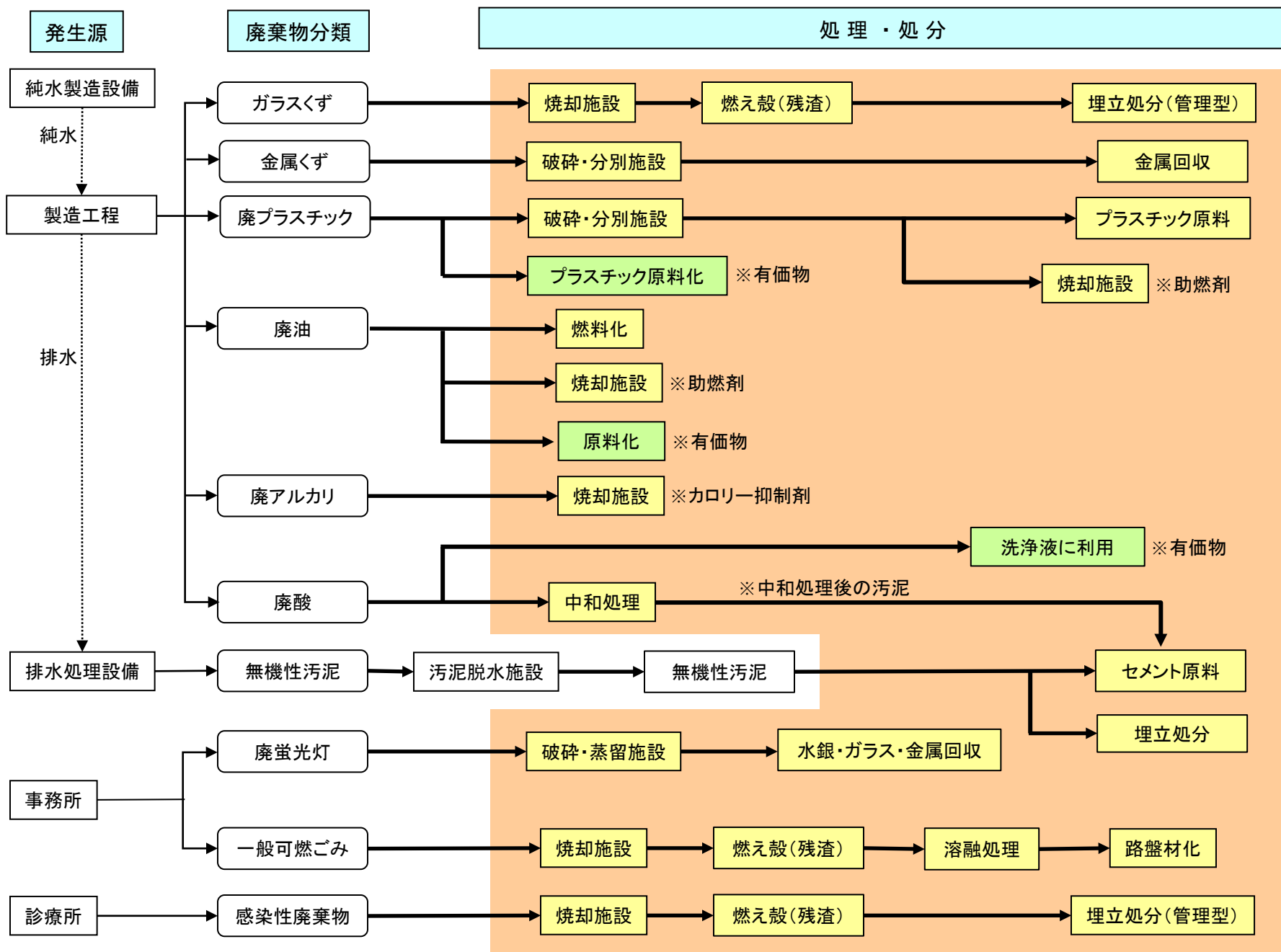
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙-1 廃棄物処理フロー(第一事業所)

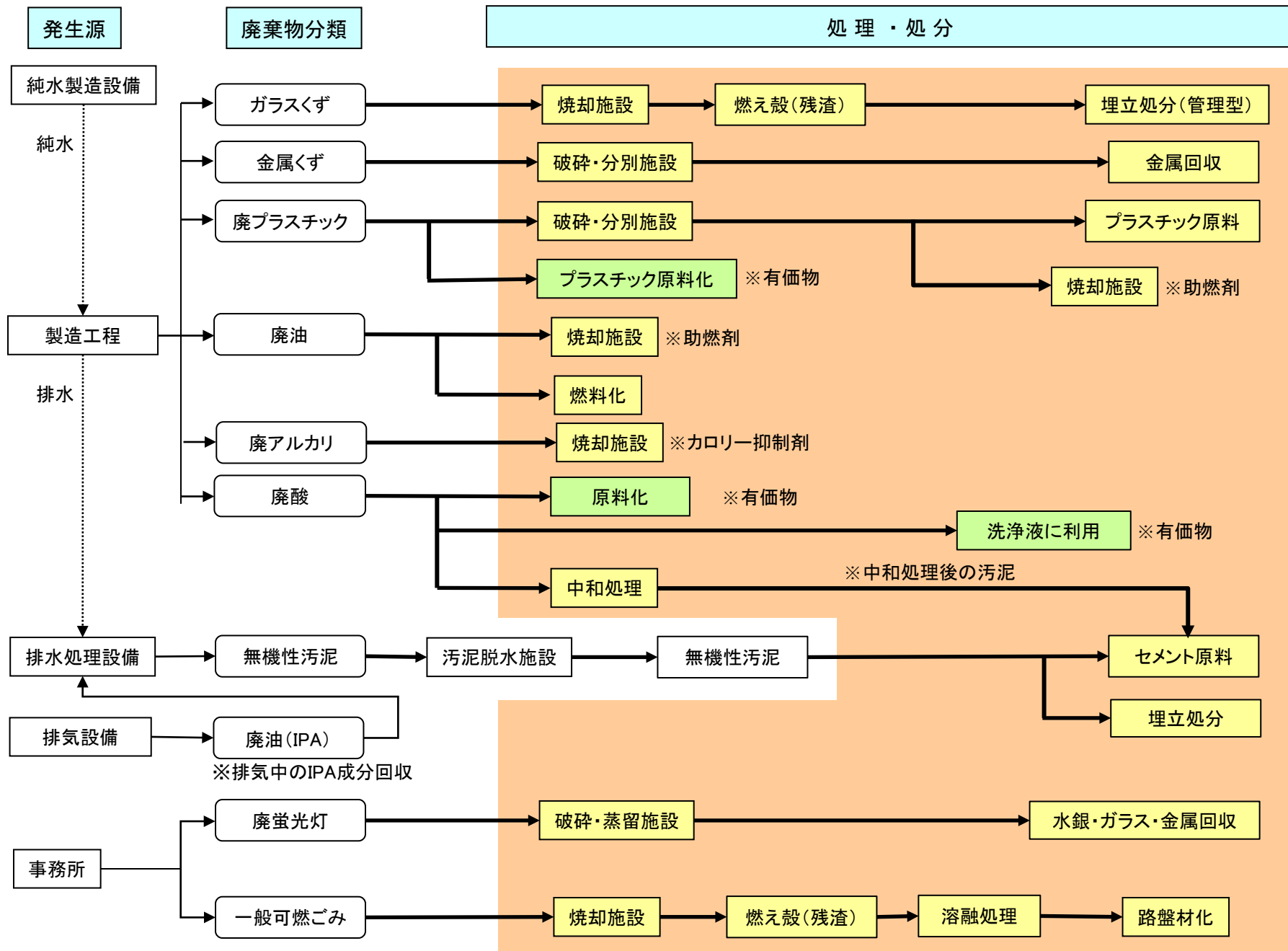
→ 廃棄物処理の流れ

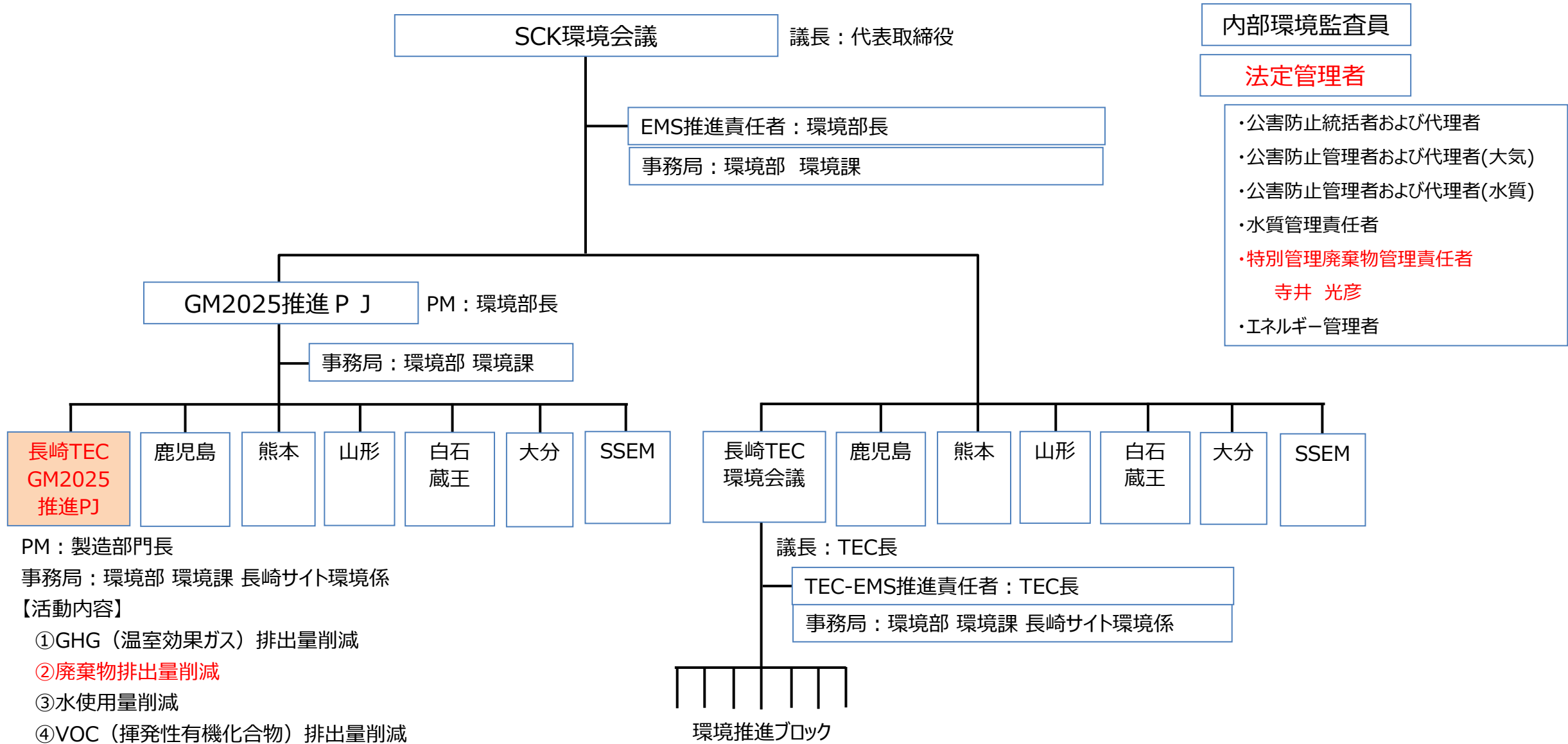
委託処理範囲



別紙-1 廃棄物処理フロー(第二事業所)

→ 廃棄物処理の流れ ■ 委託処理範囲





産業廃棄物の種類	単位	特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	
		排出量		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
		現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度	現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度	現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度	現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度	現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度
燃えやすい廃油	t	2,471.2	3,719.4	0	0	0	0	0	0	0	0
pH2.0以下の廃酸	t	3,333.2	5,016.8	0	0	0	0	0	0	0	0
pH12.5以上の廃アルカリ	t	51.8	78.0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性廃棄物	t	0.0047	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t	5,856.2	8,814.2	0	0	0	0	0	0	0	0
取組み内容		・廃油、廃酸、廃アルカリについては社内で有効利用し、社外への排出を抑制している。 ・環境マネジメントシステムに基づく改善活動において、薬品等の投入量削減などを行い、排出量の抑制を図っている。		・薬品等の投入量削減を継続し実施している。 ・産業廃棄物から有価物への移行を更に検討していく。 ・廃液処理方法変更による廃液削減		—	—	—	—	—	—

別紙-4

産業廃棄物の種類	単位	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度	現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度	現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度	現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度	現状(実績) 2022年度	計画(目標) 2023年度
燃えやすい廃油	t	2,471.2	3,719.4	2,273.5	3,421.9	2,273.5	3,421.9	0	0	197.7	297.5
pH2.0以下の廃酸	t	3,333.2	5,016.8	496.6	747.4	3,333.2	5,016.8	0	0	0	0.0
pH12.5以上の廃アルカリ	t	51.8	78.0	37.9	57.0	37.9	57.0	0	0	13.9	21.0
感染性廃棄物	t	0.0047	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
合計	t	5,856.2	8,814.2	2,807.9	4,226.2	5,644.6	8,495.7	0	0	211.6	318.5
取組み内容	<p>【2022年度に実施した取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理委託については、ほぼ100%を再生または熱回収として継続利用できている。 					<p>【2023年度に予定している取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生または熱回収業者への委託を継続して実施していく。 ・産業廃棄物から有価物への移行を継続して検討していく。 					

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月26日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県対馬市美津島町鶏知乙1168-7

氏 名 長崎県対馬病院

院 長 八坂 貴宏

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0920-54-7111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	長崎県対馬病院 院長 八坂 貴宏
事業場の所在地	長崎県対馬市美津島町鶏知乙1168-7
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	275床(一般病床：222床 精神：45床 感染：4床 結核4床)
③従業員数	449名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物の発生 (使用済み注射器・感染患者診察後の廃棄物にて排出) ↓ 感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬を委託 ↓ 焼却処分を委託(アサヒプリテック(株))

(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	53.784 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特にありません(開院後初めて50 t を超えた為)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	30.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 排出量の増加の原因はコロナ入院患者が使用した、弁当容器や寝具など身の回りの物をすべて感染性廃棄物として廃棄したのが原因です。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 院内処理できる廃棄物を、滅菌・破砕し処分しております。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再度分別を徹底し、院内処理を行い削減に取り組みます。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・コロナ入院患者の増加に伴い		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	53.784 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	

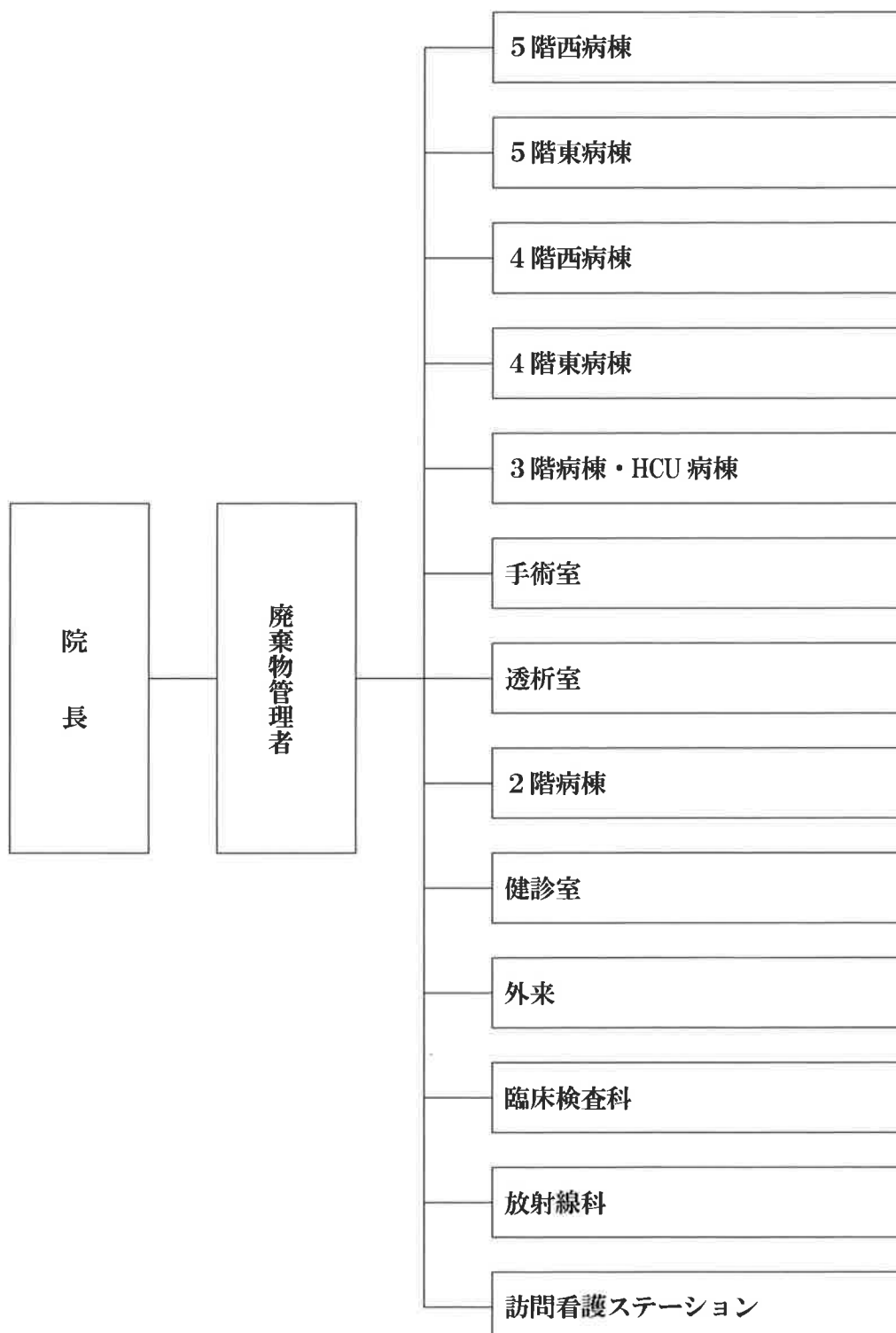
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	30.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	30.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	30.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物と産業廃棄物を適切に選別し減量化に努めます。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等) 令和6年度において電子マニフェストを導入致します。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の処理に係る管理体制



特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 14日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県大村市久原2丁目1001-1

氏 名 独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

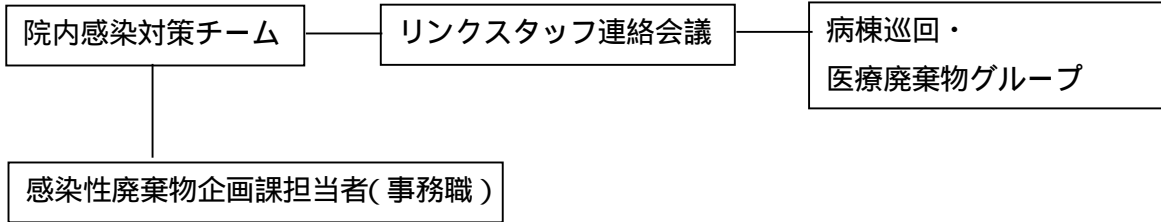
電話番号 0957-52-3121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
事業場の所在地	長崎県大村市久原2丁目1001-1
計画期間	令和5年4月～令和6年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	83 医療業
事業の規模	643床
従業員数	1302人
特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 事業場にて廃棄物の発生 2. 収集・運搬委託業者が回収及び処理委託先へ運搬 (積み替え保管あり) 3. 処理委託業者が中間処理(焼却)を行う 4. 処理委託業者が最終処分(埋立)を行う なお最終処分場は3か所

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	346.314 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	346.314 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまで同様分別の徹底に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	346.314 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	346.314 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	346.314 t	
	(今後実施する予定の取組等) 業者選定の際に、電子マニフェスト対応可能な業者のみとする。 電子マニフェストの導入が未だ行っていないため、導入する。		
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 9 欄は記入しないこと。

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 11日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

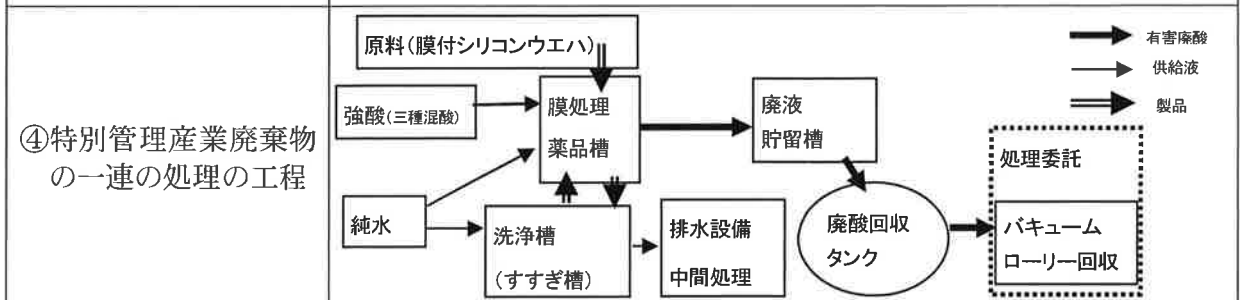
提出者 株式会社 バルカー・エフエフティ
 住 所 長崎県大村市雄ヶ原町1313-71
 氏 名 代表取締役社長 渡邊 省吾
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0957-50-1512 FAX 0957-53-2062

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 バルカー・エフエフティ
事業場の所在地	長崎県大村市雄ヶ原町1313-71 (ハイテクパーク内)
計画期間	令和5年 4月 1日から 令和5年 3月 31日まで

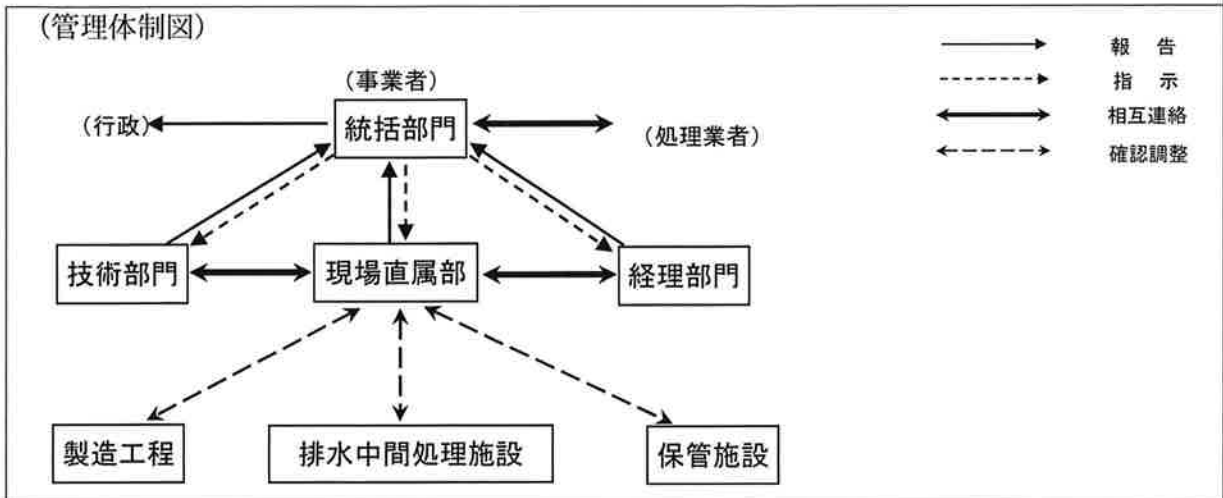
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	29: 半導体素子製造業
②事業の規模	資本金 472,500千円
③従業員数	150名



(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	排出量	64.8 t	t
	(これまでに実施した取組) ・加工製品洗浄における希釈水の中間処理。 ・製造効率改善による使用量削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	80.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組み継続推進。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・加工製品洗浄における希釈水
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・加工製品洗浄における希釈水

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	8.5 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	10.5 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（三種混酸）	
	全処理委託量	64.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・希釈水排水の中間処理設備状態管理確認。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	80.0 t t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t t
	再生利用業者への処理委託量	0 t t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造効率改善による使用量 (対象薬品の原単位) 削減。 ・ 処理委託業者の優良認定取得取り組み状況の確認。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (令和4年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	64.8 t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年4月1日より電子マニフェストJWNET加入。 (収集運搬及び処理委託先は電子マニフェストJWNET運用) 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年5月11日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県諫早市津久葉町5番地47

氏 名 ミカローム工業株式会社

代表取締役社長 牧 宏

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0957-26-6001

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ミカローム工業株式会社 長崎工場
事業場の所在地	長崎県諫早市津久葉町 5番地47
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (1年間)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

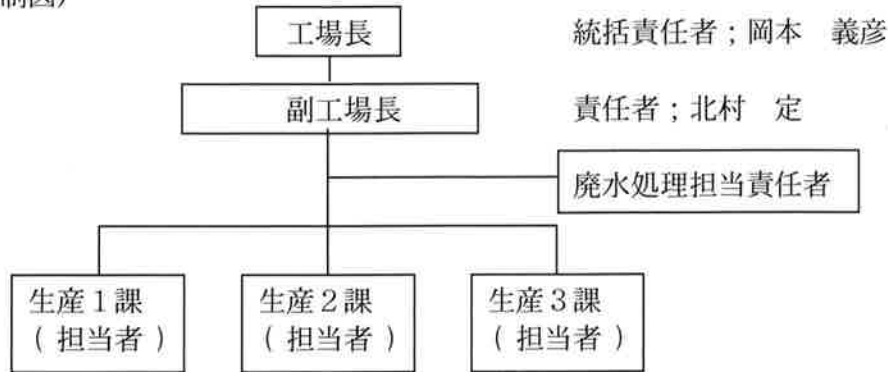
① 事業の種類	金属製品製造業 [24]
② 事業の規模	製造品出荷額 5億440万円
③ 従業員数	38名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A[クロム系, シアン系排水] --> B[ろ過] B --> C[イオン交換通水] D[酸, アルカリ汚水] --> E[薬剤処理 (酸化, 還元, 中和)] E --> F[加圧脱水スラッジ化] G[フッ素系排水 めっき老廃液 固形廃棄物] --> H[社内貯蔵] H --> I[産廃業者へ中間処理委託] E --> F F --> I style I fill:#ffff00 style E stroke:#f00 style F stroke:#f00 </pre>

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	排 出 量	—
	(これまでに実施した取組)	
<p>特別管理産業廃棄物の発生源となる電気めっき工程途中製品付着処理液を処理槽内で水洗にて除去し、槽外への持ち出しを減少させることと、一部の処理工程内に於いて水洗槽を設置することで、排出濃度の低減と排出量の抑制を図った。</p>		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	排 出 量	—
	(今後実施する予定の取組)	
<p>現行処置の継続及び、水洗槽の有効活用を促進する。 新規取組計画なし。</p>		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各種廃棄物の種類毎に名称識別した専用の容器を所定の位置に配置し、排出元の管理者主導による分別状態の適正化を確認管理している。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行処置を継続。新規取組計画無し。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	Cr・CN系めっき洗浄水	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組) めっき後、製品に付着した処理液を槽外での二次水洗或いは、水洗槽内で希釈することで処理液濃度を下げ処理量を少なくし、社内処理(ろ過→イオン交換通水→薬剤処理→加圧脱水)にて産廃処理依頼スラッジ量を減量した。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	Cr・CN系めっき洗浄水	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組) 現行処置を継続。新規取組無し。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	—	—
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
(これまでに実施した取組)			
<p>各種廃棄物の処理対応可能業者を選定し、社内で発生する廃棄物全ての処理処分を当該業者へ委託した。</p> <p>又、収集運搬に関しても同様に専門業者へ全面依頼した。</p>			

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	全処理委託量	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	—
	再生利用業者への 処理委託量	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—
(今後実施する予定の取組)		
<p>現行処置を継続。新規取組計画無し。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	137.64t
	(今後実施する予定の取組等)	
<p>2020年4月に加入した電子マニフェスト(JWNET)の 適時活用。</p>		
※事務処理欄		

< 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項（第2面の別紙） >

項目	廃酸(有害)		強酸(有害)		廃アルカリ(有害)		強アルカリ(有害)		汚泥(有害)		廃油(有害)		強酸		強アルカリ		引火性廃油	
	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)
排出量	11.63	19.00	14.16	6.00	28.82	27.52	0.00	0.00	0.52	5.50	2.91	0.00	58.20	65.00	20.33	22.00	0.52	0.00

< 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項（第4, 5面の別紙） >

項目	廃酸(有害)		強酸(有害)		廃アルカリ(有害)		強アルカリ(有害)		汚泥(有害)		廃油(有害)		強酸		強アルカリ		引火性廃油	
	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)	現状(実績)	計画(目標)
全処理委託量	11.63	19.00	14.16	6.00	28.82	27.52	0.00	0.00	0.52	5.50	2.91	0.00	58.20	65.00	20.33	22.00	0.52	0.00
優良認定処理業者への 処理委託量	2.37	10.00	14.16	6.00	28.82	27.52	0.00	0.00	0.52	5.50	2.91	0.00	58.20	65.00	20.33	22.00	0.52	0.00
再生利用業者への 処理委託量	9.26	9.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(単位: ton)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月26日

長崎県知事 殿

提出者

住 所 長崎県大村市雄ヶ原町1324番地2

氏 名 SUMCO TECHXIV株式会社

代表取締役 宮地 政治

電話番号 0957-52-0067

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

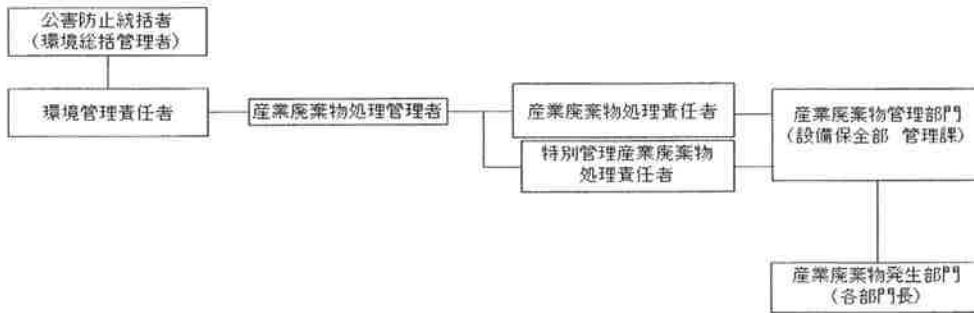
事業場の名称	SUMCO TECHXIV株式会社 生産技術本部 長崎事業所
事業場の所在地	長崎県大村市雄ヶ原町1324番地2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	24 金属製品製造業 (半導体用シリコンウェーハの製造)
② 事業の規模	資本金 100百万円
③ 従業員数	1,206名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 4年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	全体	
	排出量	327.5t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃酸の排水処理による廃棄物発生量の抑制 ・材料の使用量削減による発生量の抑制		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	全体	
	排出量	331.9t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続推進 ・汚泥発生量(含水率)の抑制		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度(令和4年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 状	【前年度(令和4年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度(令和 4年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度(令和 4年度)実績】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	全体	
	全処理委託量	327.5t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	165.9t	t
	再生利用業者への処理委託量	327.4t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	t
	(これまでに実施した取組) ・再資源材料としての再利用		

②計画	【目標】別紙の通り		
	特別管理産業廃棄物の種類	全体	
	全処理委託量	331.9t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	267.0t	t
	再生利用業者への 処理委託量	331.8t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組み継続推進 ・汚泥排出量(含水率)の抑制		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況(令和4年)

(単位:t)

廃棄物名		産業廃棄物発生量の目標(計画)	産業廃棄物排出量	自ら再生利用を行った産業廃棄物量	自ら熱回収を行った産業廃棄物量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物量	処理委託処分量					
								全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
汚泥	ヒ素含有	汚泥	70.0	104.5	0.0	0.0	0.0	0.0	104.5	104.5	104.5	0.0	0.0
	その他		1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計		71.0	104.5	0.0	0.0	0.0	0.0	104.5	104.5	104.5	0.0	0.0
廃油	低引火点	貼付油廃液 他	4.0	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	4.1	0.0	0.0
	小計		4.0	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	4.1	0.0	0.0
廃酸	六価クロム含有	ライト廃液	120.0	215.7	0.0	0.0	0.0	0.0	215.7	58.2	215.7	0.0	0.0
	その他		0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	3.1	0.0	0.0
	小計		120.0	218.8	0.0	0.0	0.0	0.0	218.8	61.3	218.8	0.0	0.0
PCB廃棄物(変圧器)			0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感染性廃棄物(医療)			0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
計			195.2	327.5	0.0	0.0	0.0	0.0	327.5	165.9	327.4	0.0	0.0

特別管理産業廃棄物処理計画(令和5年度)

(単位:t)

廃棄物名		産業廃棄物 発生量の目 標(計画)	産業廃棄物 排出量	自ら再生利用を行っ た産業廃棄物量	自ら熱回収を行っ た産業廃棄物量	自ら中間処理 により減量した 産業廃棄物量	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行 う産業廃棄物量	処理委託処分量				
								全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用者への 処理委託量	認定熱回収業者へ の処理委託量	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者への 処理委託量
汚泥	ヒ素含有 汚泥	97.0	97.0	0.0	0.0	0.0	0.0	97.0	97.0	97.0	0.0	0.0
	その他 汚泥	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0
	小計	98.0	98.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.0	97.0	98.0	0.0	0.0
廃油	低引火点 貼付油廃液 他	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	3.8	0.0	0.0
	小計	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	3.8	0.0	0.0
廃酸	六価クロム含有 ライト廃液 他	230.0	230.0	0.0	0.0	0.0	0.0	230.0	170.0	230.0	0.0	0.0
	小計	230.0	230.0	0.0	0.0	0.0	0.0	230.0	170.0	230.0	0.0	0.0
PCB廃棄物(コンデンサ)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感染性廃棄物(医療)		0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
計		331.9	331.9	0.0	0.0	0.0	0.0	331.9	267.0	331.8	0.0	0.0